

第 6回農業災害補償制度検討会会議次第

日 時 平成 14 年 10 月 11 日 (金)

13 時 30 分 ~ 16 時

場 所 農林水産省特別共用会議室

(郵政事業庁 2 階)

1 開 会

2 資 料 説 明

- ・ 農業災害補償制度検討会「現地検討会」における主な意見
- ・ 農業災害補償制度実務者検討会における検討結果の取りまとめ

3 質疑・意見交換

4 閉 会

農業災害補償制度検討会「現地検討会」 における主な意見

目 次

1．果樹共済・畑作物共済・園芸施設共済関係	
（1）果樹共済及び畑作物共済の全相殺方式及び災害収入共済方式の地域指定の廃止について	1
（2）果樹共済の損害評価の合理化（青色申告の税務書類等による損害評価）について	2
（3）大豆の一筆方式の導入について	3
（4）大豆の品質方式の導入について	4
（5）畑作物共済の一括加入制の在り方について	5
（6）園芸施設取片付け費用の補償方式の導入について	6
（7）園芸施設共済の共済目的の追加について	7
（8）園芸施設共済の共済掛金国庫負担対象共済金額の限度額の引上げについて	8
（9）その他の主な意見	9
2．家畜共済関係	
（1）多頭飼養化等に対応した家畜共済の補償の在り方について	10
（2）家畜共済の共済目的の追加（乳牛の子牛・胎児）等について	13
（3）その他の主な意見	14
3．農作物共済関係	
（1）引受方式及び補償割合の農家選択の拡大について	15
（2）水稻の品質低下に対する補償の導入について	17
（3）米の基準収穫量及び損害評価の基準となる篩目（ふるいめ）の見直しについて	18
（4）麦の災害収入共済方式における共済金の支払方法の見直しについて	19
（5）当然加入制をめぐる議論について	20
（6）その他の主な意見	22
4．その他農業共済に関する主な意見	23
5．経営所得安定対策に関する主な意見	24

検討項目：全相殺方式及び災害収入共済方式の地域指定の廃止について

農業災害補償制度検討会における検討	現地検討会における主な意見
<p>全相殺方式及び災害収入共済方式の地域指定の廃止については、より合理的な補てん方式に対する農家の選択の幅が広がり、引受率の向上にもつながること</p> <p>ほ場において収穫量の把握を行う半相殺方式に比べて、両方式は出荷資料により収穫量を把握するため、損害評価コストが低減されること</p> <p>といったメリットが考えられる。</p> <p>このため、果樹共済・畑作物共済について、農家ごとに異なる補償方式(補償割合)に対するニーズに留意しつつ、地域指定を廃止して、収穫量(又は生産金額)を適正に把握できる者については、両方式を選択できるとする方向で、検討を深めることとしてはどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none">大豆について、全相殺方式の地域指定を廃止して、農家が自由に選択できるようにすべき。(新潟)

検討項目：果樹共済の損害評価の合理化（青色申告の税務書類等による損害評価）について

農業災害補償制度検討会における検討	現地検討会における主な意見
<p>半相殺方式については、樹園地ごとの損害評価が必要であり、増収園地も含む農家単位で集計される青色申告の税務書類等を利用したの損害評価は困難と考えられる。</p> <p>一方、全相殺方式又は災害収入共済方式について、現行の農業協同組合等の出荷資料に代えて、青色申告の税務資料等を利用することは、果樹共済の引受率の向上にもつながることから、その利用が可能かどうか検証することとしてはどうか。</p>	<p>(特に意見は出ていない。)</p>

検討項目：大豆の品質方式の導入について

農業災害補償制度検討会における検討	現地検討会における主な意見
<p>大豆の品質低下対策を政策としてとり上げることについては、大豆の本作化が進展している中で、品質の低下が農家経営に与える影響を緩和する観点から重要である。</p> <p>ところで、価格の変動等が農家経営に与える影響を緩和するための施策として、既に稲作、麦作及び大豆作に経営安定対策が導入されている。</p> <p>大豆作経営安定対策は、価格の下落を補てんするものであり、品質低下に伴う価格の下落も補てんする機能を有しているため、更にこれに加えて、農業災害補償制度として、大豆の品質低下に対して補償する必要性は考えにくい。</p> <p>このため、当面は大豆作経営安定対策の実績を見守ることが適切ではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 導入できないとすることでよい。(福岡) ・ 大豆作経営安定対策のみでは不十分なので、導入すべきである。(新潟、東京)

検討項目：一括加入制の在り方について

農業災害補償制度検討会における検討	現地検討会における主な意見
<p>輪作体系下で適正な共済事業を実施するためには、一括加入方式は今後とも必要である。</p> <p>しかしながら、新たに畑作物共済の共済目的に追加された3品目(スイートコーン、たまねぎ及びかぼちゃ)や茶、ホップといった輪作体系とは関係のない作物については、農家選択の拡大に資するよう、これらを一括加入の対象から外す方向で検討を深めることとしてはどうか。</p>	<p>(特に意見は出ていない。)</p>

検討項目：園芸施設取片付け費用の補償方式の導入について

農業災害補償制度検討会における検討	現地検討会における主な意見
<p>園芸施設取片付け費用の補償方式の導入については、意欲ある担い手の規模拡大及び生産性向上等の経営改善努力に応じた補償内容の充実、農家の掛金負担や財政負担、現行制度が施設の価値を補償対象としてきたこととの関係といった視点からの検討が必要であると考えられる。</p> <p>こうした検討を踏まえて、具体的には、 補償内容をどうするのか（定率の支払か、定額の支払か等）、 対象施設をどうするのか（すべての施設を対象とするのか、特定の施設を対象とするのか）、 について、保険技術的な観点も加えて検討を深めることとしてはどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 導入すべき。（東京、愛知、岡山、福岡） ・ パイプハウスについても、対象施設とすべき。（東京）

検討項目：共済目的の追加について

農業災害補償制度検討会における検討	現地検討会における主な意見
<p>多目的ネット等は、大規模農家を中心に普及が進んでいるところであり、被害の軽減及び農家の経営の安定に資することから、これを園芸施設共済に追加することについて、保険技術的な観点から、更に検討を深めることとしてはどうか。</p>	<p>(特に意見は出ていない。)</p>

検討項目：共済掛金国庫負担対象共済金額の限度額の引上げについて

農業災害補償制度検討会における検討	現地検討会における主な意見
<p>我が国の農業を取り巻く環境は大幅に変化しており、平成12年には望ましい「農業経営の展望」も策定されているところである。</p> <p>このような状況や営農実態を踏まえ、共済掛金国庫負担対象共済金額の限度額について、望ましい農業経営の展望、農家の掛金負担や財政負担を勘案しつつ、更に検討を深めることとしてはどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none">施設が大型化しているので、限度額を引き上げるべき（できれば撤廃すべき）。（愛知、東京、福岡）

果樹・畑作物・園芸施設共済に関するその他の主な意見

- ・ 果樹共済について、園地単位方式を導入すべき。(愛知、東京)
- ・ 果樹共済について、類区分ごとの引受けとしないで、品種ごとの引受けとすべき。(愛知)
- ・ 果樹共済の防災施設割引の対象施設に、生け垣を追加すべき。(愛知)
- ・ 畑作物共済の全相殺方式については、全て1割足切りとすべき。(北海道)
- ・ 大豆について、大きな災害のみを対象にするものを選択できるようにすべき。(新潟)
- ・ 大豆の全相殺方式について、農作物共済と同様に一筆全損特例を導入すべき。(福岡)
- ・ 大豆の無事戻しについて、ブロックローテーションにより受けられない農家が出てくるので、見直すべき。(福岡)
- ・ 大豆について、損害評価における実測調査の手刈りと実際の機械刈りの収量に差があるので、見直すべき。(新潟)
- ・ ばれいしょについて、ライマン取引の実態に合わせた制度とすべき。(北海道)
- ・ 園芸施設共済に、新価補償を導入すべき。(北海道、愛知、岡山、福岡)
- ・ 園芸施設共済の施設の時価現有率について、耐用年数を長くするよう見直すべき。(岡山)
- ・ 園芸施設共済の雨よけ施設の共済掛金について、防風ネットが設置されているものは割引をすべき。(愛知)
- ・ 園芸施設共済の施設内農作物の補償額について、作物ごとの価値に応じた設定とすべき。(北海道)

検討項目：多頭飼養化等に対応した家畜共済の補償の在り方について
(組合の区域を超えた危険段階別共済掛金率の設定について)

農業災害補償制度検討会における検討	現地検討会における主な意見
<p>低被害率農家の共済掛金率に対する不満解消、低被害優良農家の加入促進に資するため、1組合等内のみでは農家数が少ないため、組合等単位での危険段階別共済掛金率の設定が困難な場合に、組合等の区域を超えた地域で危険段階別共済掛金率が設定できる途を開くことについて、保険技術的な観点を含め、更に検討を深めることとしてはどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none">被害率に応じた共済掛金とするため、導入すべき。(岡山、福岡)

検討項目：多頭飼養化等に対応した家畜共済の補償の在り方について
(新たな補償方式について)

農業災害補償制度検討会における検討	現地検討会における主な意見
<p>農家間の共済金支払の不公平感の是正に資する新たな補償方式の一 案であるが、経営に重大な損害を及ぼす火災、自然災害、伝染病等の 事故以外の死廃事故に対して、加入時の農家の補償水準の選択につ いては現行どおりとしつつ、支払共済金に一定の制限を設けることにつ いて、保険技術的な観点も含め、更に検討を深めることとしてはどう か。</p> <p>これにより、その制限未満の事故しか出さない一般の農家には 従来どおりの補償が与えられる一方、事故多発農家に対する補償 が抑制され、結果として事故防止へのインセンティブが働くこと が期待される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支払限度を設けるべき。(愛知、岡山、福岡) ・ 既に病傷給付に限度があり、更に事故抑制のための取組を行っている ので、支払限度を設けるべきでない。(新潟) ・ 高被害農家の飼養管理を改善させるのが先決であり、支払限度の導入 は時期尚早。導入するのであれば、限度を超えても部分的な支払ができ ないか。(愛知) ・ 北海道は酪農しかできないところもあり、恒久的に高い被害も、天候 等により努力してもどうにもならない部分があるので、支払限度を設け るべきでない。(北海道) ・ 乳牛の飼養管理技術はまだ確立しておらず、たまたま何年かに一度発 生する事故も含めて支払限度の対象にすることは、農家ニーズに合わず、 時期尚早。(北海道) ・ 共済は事故を出したものを互いに救うのが使命であり、高被害農家が いてもやむを得ないので、支払限度を設けるべきでない。(東京) ・ 小規模農家において、飼養管理技術で防げない事故がその年に集中す ることもあるので、不公平の無いようにすべき。(岡山)

検討項目：多頭飼養化等に対応した家畜共済の補償の在り方について
(事故除外方式のメニューの拡大の検討について)

農業災害補償制度検討会における検討	現地検討会における主な意見
<p>飼養規模の拡大に伴う農家の共済掛金負担の軽減や、飼養管理形態の多様化等に伴う農家の経営リスクに応じた補償の選択幅の拡大に資するため、現行の事故除外方式のメニューを増やすことが可能か、その場合どのようなメニューが考えられるか検討してはどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ メニュー拡大を検討すべき。(福岡)

検討項目：共済目的の追加（乳牛の子牛・胎児）等について

農業災害補償制度検討会における検討	現地検討会における主な意見
<p>乳牛の子牛及び胎児を家畜共済の対象とすることについては、近年、酪農経営においては、F1やET技術の普及による肉専用種等付加価値の高い子牛の生産が増加していること</p> <p>BSE発生に伴い、酪農家における後継牛の確保が今後更に重要となることが考えられること</p> <p>等の理由から、農家の掛金負担、財政負担を勘案しつつ、保険技術的な観点を含め、更に検討を深めることとしてはどうか。</p> <p>また、肉牛の胎児価額の設定方法についても同様に、更に検討を深めることとしてはどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳牛の子牛・胎児を追加すべき。(北海道、新潟) ・ 乳牛の胎児については、地域により必要性が異なる。(愛知) ・ 乳牛の子牛・胎児について、病傷事故を対象として制度化すべき。(岡山) ・ 乳牛の胎児について、胎児価額をそれぞれの実態に合うよう設定すべき。(愛知) ・ 肉牛の胎児価額を見直すべき(引き上げるべき)。(新潟、岡山、福岡)

家畜共済に関するその他の主な意見

- ・ 経営や飼養管理指導等予防面も家畜共済の対象にすべき。(愛知、岡山、福岡)
- ・ 乳牛の雌について、サルモネラ症とマイコプラズマ性乳房炎に関して、同居牛全頭の細菌検査と無症状保菌牛の治療を補償対象とすべき。(北海道)
- ・ 肉牛の胎児について、現行の受胎後240日を受胎後210日にすべき。(福岡)
- ・ 農業共済組合は、今後、管理指導等のアドバイスを強化すべき。(新潟、愛知)
- ・ 特定損害防止事業について、群管理で個体のモニタリングを行うべき。(福岡)
- ・ 小規模農家が不利にならないような対策を講ずるべき。(福岡)
- ・ BSEの影響により、共済掛金率の上昇が予想されるが、上昇しないよう何らかの措置をとるべき。(東京)
- ・ 共済掛金の分納について、毎月12回払いとし、保証人を不要とすべき。また、共済掛金の集金業務を農協に委託すべき。(岡山)

検討項目：引受方式及び補償割合の農家選択の拡大について

農業災害補償制度検討会における検討	現地検討会における主な意見
<p>1. 引受方式（一筆、半相殺、全相殺等）の農家選択の拡大 一筆方式及び半相殺方式の選択 一筆方式及び半相殺方式については、農家の選択の幅を広げる観点から、個々の農家が一筆方式又は半相殺方式を選択できるとすることについて、引受け・損害評価の事務量の増加及び農家の掛金負担や財政負担を勘案しつつ、更に検討を深めることとしてはどうか。 （なお、これに伴い、合併特例措置は、廃止することとしてはどうか。） 全相殺方式及び災害収入共済方式（麦）の指定地域制の廃止 全相殺方式及び災害収入共済方式（麦）の指定地域制を廃止することは、 ア より合理的な補てん方式に対する農家の選択の幅が広がること イ 損害評価を出荷資料等の客観資料によるため、評価コストの低減が図られ、また、農家の信頼を得やすくなること といったメリットが考えられる一方、 ウ 引受け・損害評価の事務量 エ 農家の掛金負担や財政負担 オ 全相殺方式については、5ヘクタール以上の大規模農家は、既に個人単位で実施可能となっていること にも配慮する必要がある。 このため、全相殺方式及び災害収入共済方式（麦）の指定地域制を廃止して、収穫量（及び生産金額）を適正に把握できる者に</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引受方式及び補償割合を農家選択とすべき。（新潟、愛知、福岡） ・ メニューを増やして、農家が選択できるようにすべき。（新潟、福岡） ・ 麦の災害収入共済方式について、実施要件の緩和をすべき。（北海道）

については、両方式を選択できることについて、引受け・損害評価の事務量の増加、農家の掛金負担や財政負担等を勘案しつつ、更に検討を深めることとしてはどうか。

なお、水稻病虫害事故除外及び水稻病虫害損害防止給付の実施については、病虫害防止施設の整備と適切な病虫害防除の実施が要件とされているが、地域の農家がまとまってこそ防除効果が発揮できるものであることから、指定地域制を存続することとしてはどうか。

2. 補償割合(足切割合)の農家選択の拡大

食糧庁の稲作経営に関する意向調査結果(平成10年)によれば、補償割合を引き下げても掛金を安くしてほしいと回答した農家が4分の1程度存在すること等から、一筆方式、半相殺方式、全相殺方式、災害収入共済方式(麦)について、補償割合の引下げ(足切割合の引上げ)を農家が選択できるとする方向で、保険技術的な観点から、更に検討を深めることとしてはどうか。

- ・ 大きな災害のみを対象として、補償割合の低いものも選択できるようにすべき。(東京、岡山、福岡)
- ・ 補償割合の高いもの(足切割合の低いもの)も選択できるようにすべき。(新潟、愛知、岡山、福岡)

検討項目：水稲の品質低下に対する補償の導入について

農業災害補償制度検討会における検討	現地検討会における主な意見
<p>安全・高品質米を求める市場ニーズが高まっていること、災害による米の品質低下により農家が損失を受けることが増加していることを踏まえ、水稲の品質低下を補償することは、災害による損失を補てんし、農業経営の安定に資するものと考えられる。</p> <p>このため、全相殺方式であって、農家ごとの玄米の品位(品位等検査に基づく検査等級)と当該品位ごとの数量が把握できる場合に限り、収量補償方式の一つとして、水稲の品質低下に対する補償について、農家の掛金負担や財政負担を勘案しつつ、保険技術的な観点から、更に検討を深めることとしてはどうか。</p> <p>〔なお、水稲共済のうち一筆方式及び半相殺方式においては、損害評価をほ場において実施するという技術上の制約から、従来どおり、品質の低下を補償の対象としないこととしてはどうか。〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 導入すべき。(北海道、新潟、東京、愛知、岡山、福岡) ・ 一筆方式においても、導入すべき。(愛知)

検討項目：米の基準収穫量及び損害評価の基準となる篩目（ふるいめ）の見直しについて

農業災害補償制度検討会における検討	現地検討会における主な意見
<p>篩目幅については、農家の篩目の使用実態をみると、9割以上の農家が1.8mm上の篩目を使用していること、1.8mmに変更するための調査を平成11年度から行い、平成13年度をもって必要なデータの蓄積が完了したこと等から、1.8mmに変更することとしてはどうか。</p> <p>〔ただし、地域の調製実態から現行の1.7mmが適切な地域（都道府県）にあっては、これを変更しないこととしてはどうか。〕</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 市場流通の実態と合わせるべき（せめて1.8ミリとすべき）。（北海道、新潟、愛知、岡山、福岡）

検討項目：麦の災害収入共済方式における共済金の支払方法の見直しについて

農業災害補償制度検討会における検討	現地検討会における主な意見
<p>麦の災害収入共済方式については、試験的に実施してきたところであるが、制度の定着が図られつつあると考えられることから、本格実施に移行することについて検討を深めることとしてはどうか。</p> <p>この場合、類区分ごとにすべきとする農家ニーズもある一方、農家によっては、類区分を導入することにより農家の掛金負担が増加する可能性もあることから、13年産や14年産の実態及びその後の見込み、農家の掛金負担や財政負担を勘案しつつ、更に検討を深めることとしてはどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 麦種間で類区分を設けるべき。(福岡)

検討項目：当然加入制をめぐる議論について

農業災害補償制度検討会における検討	現地検討会における主な意見
<p>当然加入制については、担い手の育成や規模拡大の推進といった農政上の課題への対応との関係に加え、</p> <p>農作物共済以外においては、加入するかどうかは、農家の選択に委ねられているにもかかわらず、農作物共済においては、加入しないとの選択肢がないことを不満とする意見がある一方、</p> <p>保険母集団の確保、逆選択の防止、安定的な事業運営の観点や我が国の集落の現状からみて、当然加入制は必要であるとの意見もある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己責任で経営を進めていく中で、任意加入制にすべき。(新潟、東京、福岡) ・ 任意加入にすると共済制度が成り立たないと言うのは、現行制度が農家に喜ばれるようなものとなっていないためである。(新潟) ・ 飯米農家は、水稻共済は不要であり、任意加入制にすべき。(愛知) ・ 共済組合の共済掛金未納者に対する強制徴収については、廃止すべき。(東京) ・ 現在、当然加入制の必要性は失われつつあるが、経営所得安定対策が確立するまでは、当然加入制が必要。(新潟) ・ 任意加入にしても当然加入制にしても、地域に問題が起きると思わない。(愛知) ・ 共済制度を維持し、共済掛金の上昇を防ぐため、当然加入制は維持すべき。(福岡) ・ 当然加入制を廃止すると保険が成り立たないので、当然加入制は維持すべき。(岡山) ・ 保険母集団を確保するため、当然加入制を維持すべき。(岡山)

- ・ 集落機能を維持するため、当然加入制は維持すべき。(愛知、岡山)
- ・ 大規模農家のみでの加入ではなく、農家は平等に加入できるようにすべき。(福岡)
- ・ 当然加入制については、異論はないが、廃止すると小規模農家が加入するか疑問。(東京)

農作物共済に関するその他の主な意見

- ・ 共済掛金率について、農家の被害実態としたものにすべき。(新潟、福岡)
- ・ 補償方式等について、大規模農家に対して何らかの対応を考えるべき。(愛知、福岡)
- ・ 担い手及び大規模農家について、共済掛金の国庫負担割合を高めるべき。(新潟)
- ・ 情農に対して共済金が支払われるなど、農業共済は、水稲の構造改革の障害となっている。(東京)
- ・ 生産調整のメリット措置及び米の余剰対策について、農業共済制度とリンクさせる必要がある。(新潟)
- ・ 農作物共済の共済掛金について、分納を導入すべき。(新潟)
- ・ 水稲の共済責任期間を、育苗期(播種する時)からとすべき。(愛知)
- ・ 水稲の単位当たり共済金額について、生産費を下回る価格となっているので、見直すべき。(北海道)
- ・ 水稲の損害評価について、損害評価員による手法を改善すべき。(岡山)
- ・ 麦について、規格外Aのものを共済の収量としないこととすべき。(福岡)
- ・ 麦の篩目について、市場流通の実態に合わせるべき。(福岡)
- ・ 麦の全相殺方式について、基準収穫量の設定方法を見直すべき。(北海道)

その他農業共済に関する主な意見

- ・ 農業共済に携わる者（農業共済組合）の姿が見えない。（新潟）
- ・ 農業共済組織が合併したことにより、農家と疎遠になっている。（愛知）
- ・ 農業共済制度は、農家にとって馴染みにくい用語を使うなど制度が複雑であり理解しがたい。（福岡、新潟）
- ・ 農家に対して、農業共済制度の説明が不十分。（新潟、東京）
- ・ 制度をきめ細かくすると、現行の作物の損害評価方法では、事務量が膨大なものとなる。（北海道）
- ・ 賦課金の賦課方法について、単純面積割では大規模農家の負担が重いので、面積比漸減方式とすべき。また、被害がなければ賦課金も無事戻すべき。（東京）
- ・ 農業共済は、今までの損害評価等の経験を踏まえ、これからの米政策にきちんと対応すべき。（新潟）
- ・ 大規模農家と小規模農家に対しては、平等な制度が必要である。（福岡）
- ・ 全国一律の制度ではなく、地域性も考慮したものとすべき。（新潟、愛知）
- ・ 米、麦、大豆と異なった引受方式を統一したものにすべき。（福岡）
- ・ 新規就農時は、リスクが大きいので、2、3年は手厚い補償する制度とすべき。（新潟）
- ・ 農業災害補償制度で、農業労働災害を対象とすべき。（新潟）

経営所得安定対策に関する主な意見

- ・ 対象を担い手に絞って、品目別ではない経営全体を捉える対策が必要。(新潟)
- ・ 収入保険を導入すべき。(新潟)
- ・ 積立方式も選択肢にすべき。(新潟、福岡)
- ・ 米、麦、野菜等について、収量補償のみではなく、所得補償が必要。その場合、直接所得補償が最も望ましい。(北海道)
- ・ 農業共済制度との関係の整理については、十分配慮すべき。(北海道)
- ・ 経営所得安定対策と農業共済制度の位置付けを明確にして、経営所得安定対策に農業共済が培ってきたノウハウを十分発揮すべき。(北海道)
- ・ 制度を別々に実施するのではなく、経営所得安定対策を農業共済制度に取り込むべき。(北海道)

農業災害補償制度実務者検討会における 検討結果の取りまとめ

平成14年9月

農業災害補償制度実務者検討会

農業災害補償制度の見直しについては、第1回～第5回の農業災害補償制度検討会において、各事業・作目ごとの課題と対応方向の検討が終了し、改正の大まかな方向付けがなされたところである。

農業災害補償制度実務者検討会は、農業災害補償制度検討会において方向付けがなされた改正内容について、

保険制度として設計可能か

農家の掛金負担や補償水準はどの程度のものとなるか

制度を実施する上で事務手続上の支障はないか

等の実務面・技術面からの検証を行うため、別紙の農業災害補償制度実務者検討会委員により、2回（平成14年7月2日（火）及び7月12日（金））にわたる会議を開催したところである。

農業災害補償制度実務者検討会における検討結果について、以下のとおり取りまとめたので、農業災害補償制度検討会に報告する。

目 次

1 . 農作物共済関係	
(1) 引受方式及び補償割合の農家選択の拡大について	1
(2) 水稻の品質低下に対する補償の導入について	3
2 . 家畜共済関係	
(1) 組合の区域を超えた危険段階別共済掛金率の設定について	5
(2) 新たな補償方式について	6
(3) 事故除外方式のメニューの拡大の検討について	8
(4) 共済目的の追加（乳牛の子牛・胎児）について	9
(5) 肉牛の胎児価額の設定方法の見直しについて	11
3 . 畑作物共済関係	
大豆の一筆方式の導入について	12
4 . 園芸施設共済関係	
(1) 園芸施設取片付け費用の補償方式の導入について	13
(2) 多目的ネット等の追加について	15

検討項目：引受方式及び補償割合の農家選択の拡大について

1. 保険技術的な検討に当たっての留意点と実務者検討会における検討結果

保険技術的な検討に当たっての留意点	実務者検討会における検討結果
<ul style="list-style-type: none"> 引受方式及び補償割合の農家選択の拡大により、組合等の事務処理上の不都合をきたすおそれはないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 引受方式及び補償割合の農家選択を、仕組み(案)のとおりに拡大しても、組合等の事務処理上不都合をきたすおそれはない。
<ul style="list-style-type: none"> 具体的な補償割合(足切割合)の設定をどうするか。また、農家の掛金負担の水準はどうなるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な補償割合の設定は、仕組み(案)のとおりとすることでよい。 補償割合の農家選択を拡大した場合の農家の掛金負担の水準は、具体的には、今後の被害率等の調査結果を基に算定されることとなるが、補償割合の水準に応じて現行より低い水準となる。

2. 仕組み(案)

概 要
<p>1. 引受方式(一筆方式、半相殺方式、全相殺方式及び災害収入共済方式(麦))の農家選択</p> <p>組合等が定款等で定めた引受方式の中から、共済細目書の提出時に農家が選択</p> <p>(注1) 一筆方式及び半相殺方式については、組合等の区域ごとに組合等がいずれか一方の方式を選択する仕組みを廃止</p> <p>(注2) 全相殺方式又は災害収入共済方式(麦)については、地域指定制を廃止し、組合等が定款等で、両方式を実施することを定めた場合には、両方式の加入資格を有する農家は、農家の選択で、いずれかの方式に加入することができることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 全相殺方式及び災害収入共済方式(麦)の加入資格は、現行と同様 <p>(注3) 引受方式(一筆方式と半相殺方式)の合併特例措置は、廃止</p>

2. 補償割合の農家選択

共済目的の種類ごとに、引受方式ごとに定められた以下の三つの補償割合（足切割合）の中から、共済細目書の提出時に農家が選択

		補償割合	足切割合
一筆方式	現 行	7 割	3 割
	6 - 4 方式	6 割	4 割
	5 - 5 方式	5 割	5 割
半相殺方式	現 行	8 割	2 割
	7 - 3 方式	7 割	3 割
	6 - 4 方式	6 割	4 割
全相殺方式	現 行	9 割	1 割
	8 - 2 方式	8 割	2 割
	7 - 3 方式	7 割	3 割
		付保割合	足切割合
災害収入共済 方式（麦）	現 行	9 ~ 4 割	1 割
	8 - 2 方式	8 ~ 4 割	2 割
	7 - 3 方式	7 ~ 4 割	3 割

検討項目：水稻の品質低下に対する補償の導入について

1. 保険技術的な検討に当たっての留意点と実務者検討会における検討結果

保険技術的な検討に当たっての留意点	実務者検討会における検討結果
<ul style="list-style-type: none"> 品質の低下を収量の減少にどのように換算するのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 品質の低下を収量の減少に換算する算定方法の概略は、仕組み（案）のとおりでよいが、等級別品質指数の算定に当たって、地域の集出荷実態が反映されるよう、検討する必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> 品質低下に対する補償方式における補償水準をどのように設定するのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 補償水準は、仕組み（案）のとおりとすることにより。
<ul style="list-style-type: none"> 全相殺品質方式に病虫害事故除外を付加するためには、品質低下の要因を病虫害とそれ以外とに区分すること(分割評価)が必要となるが、分割評価は可能か。 	<ul style="list-style-type: none"> 品質低下の要因を病虫害とそれ以外とに区分すること(分割評価)は、現時点の技術水準では困難である。

2. 仕組み（案）

概 要
<p>1. 基準収穫量</p> <p>基準収穫量 = (等級別収量 × 等級別品質指数) の農家ごとの合計</p> <p>等級別収量 = (耕地ごとに定める10a当たり収穫量 × その耕地の耕作面積) の農家ごとの合計</p> <p style="padding-left: 2em;">× 農家ごとの出荷資料に基づく過去一定年間(原則として最近5か年中中庸3年平均)の等級別数量割合</p> <ul style="list-style-type: none"> 耕地ごとに定める10a当たり収穫量 <ul style="list-style-type: none"> 組合等は、引き受けた耕地ごとに、水稻収量等級又は前年産の基準単収を基礎とし、耕種条件等を参酌して、必要に応じて損害評価会に諮って、10a当たり収穫量を決定 <p>等級別品質指数 = 等級別価格 ÷ 基準価格</p>

- ・基準価格：農林水産大臣が定める当該年産の水稻の単位当たり共済金額の最高額

2. 共済金

農家の品質を加味した収穫量 < 農家の基準収穫量 × 補償割合(9割)
の場合に、次のとおり共済金を支払う。

共済金 = 単位当たり共済金額 × 共済減収量

共済減収量 = (農家の基準収穫量 - 農家の品質を加味した収穫量)
- 農家の基準収穫量 × (1 - 補償割合(9割))

- ・農家の品質を加味した収穫量

= (収穫時の等級別収量 × 等級別品質指数) の農家ごとの合計

- ・収穫時の等級別収量：農業協同組合等の出荷資料による等級別収量

(注) 等級別品質指数は、基準収穫量設定時に設定したものをを用いる。

検討項目：組合の区域を超えた危険段階別共済掛金率の設定について

1. 保険技術的な検討に当たっての留意点と実務者検討会における検討結果

保険技術的な検討に当たっての留意点	実務者検討会における検討結果
<ul style="list-style-type: none"> 組合等の区域を超えた地域の設定、設定手順等設定方法をどのようにするのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 組合等の区域を超えた地域の設定、設定手順等設定方法は、仕組み(案)のとおりとすることでよい。

2. 仕組み(案)

概 要
<p>1. 設定単位 料率算定地域内に2以上の組合等が存在し、1組合等内のみでは農家数が少ないため、組合等单位での危険段階別共済掛金率の設定が困難な場合に、料率算定地域内において、合意が得られた組合等の区域の単位で設定</p> <p>2. 設定方法 料率算定地域内の複数の組合等で危険段階共済掛金標準率を設定しようとするときは、当該組合等の代表者で構成する協議会を設置し、その協議会において、危険段階の数、危険指数等について協議する。 連合会は、危険段階共済掛金標準率の適正な設定が可能となるよう、協議会に対し必要な助言又は協力をを行う。 当該組合等は、協議会の協議結果に基づき、組合等ごとに、危険段階の数、危険指数等について総会(又は総代会)の議決を経た上で、都道府県知事の認可を受ける。</p>

検討項目：新たな補償方式について（多頭飼養化等に対応した家畜共済の補償の在り方について）

1．保険技術的な検討に当たっての留意点と実務者検討会における検討結果

保険技術的な検討に当たっての留意点	実務者検討会における検討結果
<ul style="list-style-type: none"> 支払限度を設ける事故の範囲や支払限度の設定方法をどのようにするのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 支払限度を設ける事故の範囲については、現時点では、仕組み（案）のとおりとすることでよいが、制度施行までの間、引き続き、偶発的な死廃事故の発生状況等を検証し、今後、更に検討する必要がある。 支払限度の設定方法については、仕組み（案）のとおりとすることでよい。

2．仕組み（案）

概 要
<p>1．対象家畜 包括共済対象家畜（種雄馬以外の馬を除く。）</p> <p>2．対象とする農家 包括共済に加入する農家（火災、伝染性の疾病若しくは風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死廃事故又は行方不明以外の廃用事故を共済事故から除外する事故除外方式を選択している者を除く。）</p> <p>3．支払限度を設ける事故の範囲 特定の事故以外の事故については、支払限度を設定 特定の事故：農家に飼養されている家畜全体に損害を及ぼす事故（火災、伝染性の疾病、風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死廃事故）</p> <p>4．死廃事故の共済金</p>

(1) 特定の事故に係る共済金

特定の事故に係る共済金 = 死廃事故に係る損害額 × 付保割合

(2) 特定の事故以外の事故に係る共済金

— 共済掛金期間ごと及び農家ごとに、特定の事故以外の死廃事故に係る損害額に付保割合を乗じて得た金額が、共済掛金期間の期首から加算して、死廃共済金支払限度額に達するまで共済金を支払う。

(注) 肉豚の群単位引受方式にあつては、飼養群単位とする。

死廃共済金支払限度額 = 共済金額 × 支払限度率

なお、共済掛金期間開始後、最初に発生する 1 頭目の死廃事故については、死廃共済金支払限度額を超える場合であっても、死廃事故の損害額に付保割合を乗じて得た金額を共済金として支払う。

(3) 支払限度率の設定

共済掛金率を設定する際に料率算定地域ごとに設定

料率算定地域ごとに、農家ごとの過去の金額被害率を基に一定の統計的手法により算定

(注) 統計的手法は、農家の金額被害率の順位に基づいた統計量を算定するパーセンタイルを用いる。この場合、農家の被害率を小さい値から大きい値に並べた時に、どの順位を支払限度率のパーセンタイルにするかは、地域内の金額被害率の分布状況を勘案する。ただし、料率算定地域ごとの平均金額被害率が一定水準未満の料率算定地域については、支払限度率を他の料率算定地域に比較して、一定程度高い水準に設定

支払限度率の改定は、原則として、地域における家畜の飼養管理状況等に大幅な変化があると認められる場合を除き行わないこととする。

検討項目：事故除外方式のメニューの拡大の検討について（多頭飼養化等に対応した家畜共済の補償の在り方について）

1．保険技術的な検討に当たっての留意点と実務者検討会における検討結果

保険技術的な検討に当たっての留意点	実務者検討会における検討結果
・ 現行の事故除外方式のメニューを増やすことが可能か、その場合どのようなメニューが考えられるか。	・ 現時点では、現行の事故除外方式に追加すべき新たな事故除外方式のメニューは、見出せない。

検討項目：家畜共済の共済目的の追加（乳牛の子牛・胎児）について

1．保険技術的な検討に当たっての留意点と実務者検討会における検討結果

保険技術的な検討に当たっての留意点	実務者検討会における検討結果
<ul style="list-style-type: none"> 乳牛の母牛から生まれる子牛は、ホルスタイン種の子牛のほか、F1子牛やET子牛があり、それらの価格差が大きい上、共済掛金期間の開始時にそれらの種類が決まっていない場合もあるが、乳牛の胎児の場合、胎児価額をどのように設定するのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 乳牛の胎児価額の設定は、仕組み（案）のとおりとすることによりよい。

2．仕組み（案）

概 要
<p>共済価額</p> <p>(1) 乳牛の雌等</p> <p>組合等が定める次の価額の合計額</p> <ul style="list-style-type: none"> 農家が飼養している乳牛の雌の成牛 農家が飼養している又は飼養していた乳牛の雌から出生した子牛 農家が購入等により飼養するに至った乳牛の雌子牛 <p>の胎児が、共済掛金期間中に授精等後240日の生育の程度に達する可能性のある場合の当該乳牛の胎児</p> <p>(注) 乳牛の胎児価額</p> <ul style="list-style-type: none"> 乳牛の胎児価額は、包括共済に付されるときに、胎児の種類（乳用種、F1、ETの別）が確定しているものは、その種類に応じた価額とし、確定していないものは、その種類のうち最も低い価額とする。 <p>なお、当該胎児が包括共済に付されるときに、胎児の種類が確定していない場合は、当該胎児が授精等後240日の生育の程度に達するときまでに、その胎児の種類に応じた価額に変更することができることとする。</p>

- ・ 胎児の種類別の価額は、次のとおり最寄りの家畜市場における初生牛の取引価格等を基礎として定める。
 - ア 乳用種及びF1：直近1年間における当該取引価格の平均値を基本として設定
 - イ ET：直近1年間における乳牛の雄の初生牛価格の平均値に受精卵移植料金を加えた金額を基本として設定

(2) 肉用牛等

組合等が定める次の価額の合計額

農家が飼養している肉用牛の成牛

農家が飼養している又は飼養していた肉用牛から出生した子牛

農家が購入等により飼養するに至った子牛（乳牛の雌子牛については、肥育を目的とするものに限り、乳牛の雌等に係る包括共済に加入している場合は、乳牛の雌子牛は除く。）

の胎児が、共済掛金期間中に授精等後240日の生育の程度に達する可能性のある場合の当該牛の胎児

検討項目：肉牛の胎児価額の設定方法の見直しについて

1．保険技術的な検討に当たっての留意点と実務者検討会における検討結果

保険技術的な検討に当たっての留意点	実務者検討会における検討結果
・ 肉牛の胎児価額の設定をどのようにするのか。	・ 肉牛の胎児の市場は存在しないため、肉牛の胎児価額は、肉用牛の市場価格を基礎として、推計することでよいが、具体的な算定方法について、検討する必要がある。

2．仕組み（案）

概 要
見直し後の胎児価額の設定方法 肉牛の胎児価額は、肉用牛の市場価格を基礎として、一定の方法により算定される金額とする。

検討項目：大豆の一筆方式の導入について

1. 保険技術的な検討に当たっての留意点と実務者検討会における検討結果

保険技術的な検討に当たっての留意点	実務者検討会における検討結果
<ul style="list-style-type: none"> 大豆の一筆方式における補償水準について、一筆方式と他の引受方式間でのバランス、農家の掛金負担・財政負担等を考慮してどのように設定するのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 一筆方式の補償水準は、仕組み（案）のとおりとすることでよい。

2. 仕組み（案）

概 要
<p>1. 共済金額 耕地ごとに次により算定 共済金額 = 単位当たり共済金額 × 基準収穫量 × 引受割合（7割）</p> <p>2. 共済金 耕地一筆ごとの減収量（その耕地の基準収穫量から収穫量を差し引いた数量）が、その耕地の基準収穫量の3割を超えるときに、次のとおり共済金を支払う。 共済金 = 単位当たり共済金額 × 共済減収量 共済減収量 = （被害耕地の基準収穫量 - 被害耕地の収穫量） - 被害耕地の基準収穫量 × 3割</p>

検討項目：園芸施設取片付け費用の補償方式の導入について

1. 保険技術的な検討に当たっての留意点と実務者検討会における検討結果

保険技術的な検討に当たっての留意点	実務者検討会における検討結果
<ul style="list-style-type: none"> 補償内容をどうするのか(定率の支払か、定額の支払か等)。 	<ul style="list-style-type: none"> 補償内容は、仕組み(案)のとおり、定額の支払とすることでよい。
<ul style="list-style-type: none"> 対象施設をどうするのか(すべての施設を対象とするのか、特定の施設を対象とするのか)。 	<ul style="list-style-type: none"> 対象施設は、現時点では、仕組み(案)のとおり、特定の施設を対象とすることでよいが、対象としないプラスチックハウス 類等において、今後、施設の構造等が変化し、取片付け費用が多額に上る場合には、これらの施設も対象とすべきである。
<ul style="list-style-type: none"> 適正な損害評価をどのように行うのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 損害評価は、仕組み(案)のとおりとすることでよい。

2. 仕組み(案)

概 要
<p>1. 対象とする施設区分 ガラス室 類(木造)、ガラス室 類(鉄骨)、プラスチックハウス 類(鉄骨下)、 プラスチックハウス 類甲(鉄骨中・軟)、プラスチックハウス 類乙(鉄骨中・硬)、 プラスチックハウス 類(鉄骨上)、プラスチックハウス 類(雨よけ等、ただし、骨格部分がプラスチックハウス 類、同 類甲及び同 類乙に類するものに限る。)</p> <p>2. 支払対象とする損害 次のいずれかに該当する場合 被覆材を除く特定園芸施設の損害割合が一定割合以上 特定園芸施設の取片付けに要した金額が一定額以上</p>

3. 共済金

次のいずれか少ない金額を共済金として支払う。

特定園芸施設の被害面積 × 施設区分ごとの10a当たり取片付け費用 × 付保割合

(注) 施設区分ごとの10a当たり取片付け費用 = 国が定める全国一律の金額

実際の取片付け費用の額 × 付保割合

4. 損害評価

現行と同様に、特定園芸施設の損害割合及び被害面積を、原則として、組合等と連合会が合同で現地調査

実際の取片付け費用について、組合等は、取片付け業者から請求書等の提示を求める。

組合等及び連合会は、現地調査終了後、かつ、取片付け業者からの請求書等の提示後、損害評価会の意見を聴いて損害を認定

検討項目：多目的ネット等の追加について

1. 保険技術的な検討に当たっての留意点と実務者検討会における検討結果

保険技術的な検討に当たっての留意点	実務者検討会における検討結果
・ 適正な損害評価をどのように行うのか。	・ 損害評価は、適正な共済金が算定できるよう、仕組み(案)のとおりとすることでよい。

2. 仕組み(案)

概 要
<p>損害評価</p> <p>(1) 多目的ネット等の本体の被害額及びネットの被害額を、原則として、組合等と連合会が合同で現地調査</p> <p>本体の被害額 = 本体の価額 × 施設構造区分別損害割合の合計である損害割合</p> <p>ネットの被害額 = ネットの価額 × 被害面積割合 × 自然消耗割合</p> <p>(2) 組合等及び連合会は、現地調査終了後、損害評価会の意見を聴いて損害を認定</p>

(別紙)

農業災害補償制度実務者検討会委員

いとう 伊藤	あきら 昭	北海道農業共済組合連合会参事
えぞえ 江添	りょうさく 良作	富山県農業共済組合連合会参事
おがさわら 小笠原	つとむ 勉	青森県農業共済組合連合会参事
ささき 佐々木	ひでとし 英俊	宮城県南農業共済組合参事
なかの 中野	すすむ 進	兵庫県農業共済組合連合会参事
はしもと 橋本	のぶゆき 信幸	栃木県芳賀地方農業共済組合参事
はすい 蓮井	こ セツ子	香川県東部農業共済組合参事
ばば 馬場	くにお 國雄	茨城県農業共済組合連合会参事
ふるかわ 古川	いさお 勲	佐賀県農業共済組合連合会参事
ほくら 保倉	かずとし 一敏	新潟県上越農業共済組合参事
ますだ 増田	たかゆき 孝之	鳥取県中部農業共済組合参事
まつお 松尾	あきら 明	(社)全国農業共済協会常務理事
みうら 三浦	せいし 誠志	東京農業大学講師(農林漁業信用基金参事)
みずくほ 水久保	ひろし 裕	宮城県都城地区農業共済組合参事
みずの 水野	のりかど 格廉	愛知県農業共済組合連合会参事

(50音順、敬称略)

農業災害補償制度検討会スケジュール（案）

日 程	事 項
平成13年	
11月22日(木)	第1回農業災害補償制度検討会 ・農災制度の現状と課題 ・検討の視点
12月14日(金)	第2回農業災害補償制度検討会 ・フリートーキング及び検討項目の整理
平成14年	
2月8日(金)	第3回農業災害補償制度検討会 ・果樹・畑作物・園芸施設共済の課題と対応方向
3月18日(月)	第4回農業災害補償制度検討会 ・家畜共済の課題と対応方向
3月28日(木)	現地視察（千葉県下）
5月24日(金)	第5回農業災害補償制度検討会 ・農作物共済の課題と対応方向
7月2日(火)	第1回実務者検討会
7月12日(金)	第2回実務者検討会
7月下旬～8月	現地検討会（全国6ブロック） 福岡(7月26日)、新潟(7月30日)、愛知(8月2日) 東京(8月6日)、北海道(8月7日)、岡山(8月20日)
10月11日(金)	第6回農業災害補償制度検討会 ・現地検討会及び実務者検討会の意見等を踏まえた検討 方向の整理
	（今後の予定） 第7回～農業災害補償制度検討会 ・論点整理 ・取りまとめ